

《公共施設所有権移転に関する関係図書一覧》

【引継関係図書】

- ・ 公共施設所有権移転申出書 (別添様式による)
- ・ 引継調書 (別添様式による)
- ・ 位置図
- ・ 開発完了平面図
- ・ 公共施設平面図 (公共施設の種類ごとに色分けし、凡例を作成してください。)
- ・ 縦断図、横断図、構造詳細図
- ・ 公共施設求積図又は地積測量図
- ・ 土地登記事項証明書 (写し)
- ・ 公 図

【登記関係】

- ・ 位置図 (正、副) 各 1 通
- ・ 登記承諾書 (正、副) 各 1 通 (別添様式による)
- ・ 登記原因証明情報 (正、副) 各 1 通 (別添様式による)
- ・ 印鑑証明 (正、副) 各 1 通
- ・ 資格証明 (正、副) 各 1 通
- ・ 土地登記全部事項証明書 (正、副) 各 1 通
- ・ 公共施設求積図 (正、副) 各 1 通
- ・ 公 図 (正、副) 各 1 通

※ 副は正のコピーで提出してください。

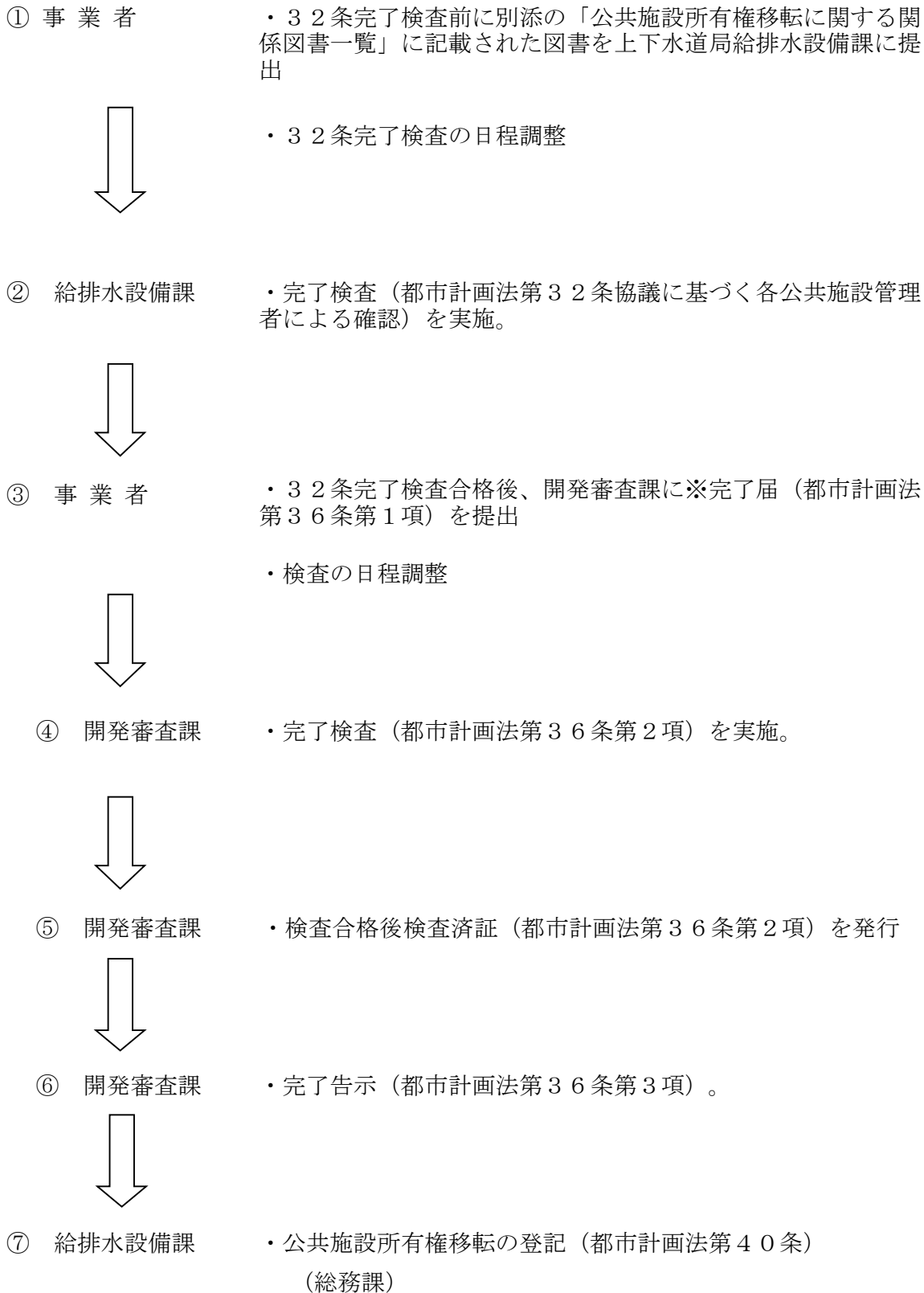
※ 引継関係図書の製本は、以下の部数で行ってください。

公共施設所有権移転申出書を表紙	2 部 (正×1、副×1)
引継調書を表紙	1 部
計	3 部

※ 土地登記全部事項証明書・公共施設求積図・公図は分筆登記後のものであること。
また、開発許可申請書の地番も必ず変更を行うこと。

開発許可対象工事（下水道施設）の完了フロー図

1 全体の流れ



※完了届の様式は、開発審査課で配布します。提出部数等の詳細については、開発審査課で確認してください。

公共施設所有権移転登記についての注意事項

◎ 所有権移転登記承諾書、登記原因証明情報の欄外に捨て印をしてください。

◎ 帰属する公共施設用地の名義が第三者の場合は、原則、開発事業者名に所有権移転登記をしてください。

◎ 公共施設用地の地番設定をした場合は、開発許可申請書の地番も変更をしてください。

◎ 公共施設用地の帰属をする場合は、下記の登記手続を行ってください。

地 番 設 定

宝塚市所有の里道等無地番の土地は、事業者が底地権者に代わり地番設定をしてください。
(都市計画法第40条第1項対象となる土地)



所 有 権 移 転

地番設定後、開発事業者名に所有権移転登記をしてください。



合 筆 ・ 分 筆

公共施設ごとに分筆、合筆をしてください。
(都市計画法第40条第1・2項対象となる土地)



権 利 抹 消

抵当権等の第三者による権利設定がされている土地は権利を必ず抹消してください。



地 積 訂 正

地積測量図の面積と一致させてください。

- ① 捨印を押印してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないよう鮮明に押印してください。
- ③ 日付は記入しないでください。
- ④ 所在・地番・地目・地積については、公簿どおり記入してください。

公共施設所有権移転にかかる「登記承諾書」の記入例

見 本

登 記 承 諾 書

注① 捨印

私の所有に係る下記の土地を 注④令和 年 月 日

都市計画法第40条第 項の規定による帰属により公共用地として、宝塚市に所有権移転登記されることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所 宝塚市東洋町1番2号

氏 名 宝 塚 太 郎 注②③ 印

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則

不 動 産 の 表 示

注⑤所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
宝塚市東洋町	1 番 7	用悪水路	16
宝塚市東洋町	1 番 8	雑種地	6.45
(以 下 余 白)			

(ご 注 意)

- ① 捨印を押印してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないように鮮明に押印してください。
- ③ 氏名と印影とは離して押印してください。
- ④ 承諾日の日付は記入しないでください。
- ⑤ 所在・地番・地目・地積については公簿どおり記入してください。

※ 押印が不鮮明な場合は、登記申請書の補正や取下げの対象となります。

年

月

11

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者

住所

申出人

氏 名

公共施設所有権移転申出書

下記の開発許可に基づく工事が完了しましたので、都市計画法第39条並びに
第40条第1項及び同条第2項の規定に基づき、宝塚市に帰属することとなる公共
施設を所有権移転いたしたく、別紙の関係図書を添付し申出ます。

記

開 発 場 所

宝塚市

開発許可日

年

月

日

公 共 施 設

水路・排水施設

その他 (

)

水路関係施設引継調書

種 別	形状寸法	敷地幅員	延 長	面 積	備 考

下水道施設引継調書

種 別	形状寸法	延 長	個 数	備 考

登 記 承 諾 書

私の所有に係る後記の土地を、令和 年 月 日
都市計画法第四十条第 項の規定による帰属により公共用地として、
宝塚市に所有権移転登記されることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住所

印

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則

不動産の表示

[illegible]

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 宝塚市

義務者(乙) 住所
氏名

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 本件不動産は、都市計画法第40条第 項の規定により、
令和 年 月 日、乙から甲に帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 神戸地方法務局伊丹支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 住 所 宝塚市東洋町1番3号
氏 名 宝塚市上下水道事業管理者 藤本 宜則

(義務者) 住 所
氏 名

印